

自転車事故の被害者にも、
加害者にもならない



危険行為を繰り返すと、

「自転車運転者講習」の受講が義務に!!

※自転車運転者講習とは…信号無視や一時不停止など、政令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回行った自転車運転者に命じられる講習のこと。受講命令に違反した場合、罰則（5万円以下の罰金）の対象となる。

交通安全推進会議

京都府立高等学校PTA連合会 京都府立高等学校長会 京都府教育委員会

自転車事故の損害賠償

自転車の加害事故で、多額の賠償命令！

小学生が運転する自転車にはねられた女性が、寝たままの生活を余儀なくされた事故で、神戸地裁は小学生の親に **9,500 万円の損害賠償金の支払いを命じました。**（平成 27 年 7 月判決）

京都府警本部の統計では、平成 26 年中の自転車乗車中の交通事故発生件数は、2,182 件と全交通事故発生件数の 2 割を占めています。その中で**負傷者数が一番多いのは、高校生です！**

交通安全推進会議は、

「バイク 4 ない運動」 + 1

を推進しています。

『運転免許を取らない』

『バイクを買わない』

『バイクに乗らない』

『バイクに乗せてもらわない』

親は『子どもの要求に負けない』



自転車運転者講習の対象となる主な危険行為

信号無視

通行禁止道路（場所）の通行

歩行者用道路での歩行者妨害

歩道通行や車道の右側通行等

路側帯での歩行者の通行妨害

遮断踏切への立ち入り

左方車優先妨害・優先道路車妨害等

一時不停止

右折時、直進車や左折車への通行妨害

歩道での歩行者妨害等

制動装置不備の自転車の運転

酒酔い運転

環状交差点安全進行義務違反等

安全運転義務違反
（運転中のスマホ・イヤホンの使用、傘さし運転など）

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた賠償を保障するための保険等に加入しましょう。